

第 1 4 8 5 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 4 年 1 1 月 2 0 日

自 1 3 時 2 9 分

至 1 4 時 4 2 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第13号 島根県立出雲養護学校の分教室の設置について (特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第3号 島根県スポーツ推進計画 (案) について (保健体育課)

————— 以上原案に基づき協議

(報告事項)

第53号 平成24年度11月補正予算案の概要について (総務課)

第54号 平成25年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況について
(高校教育課)

第55号 島根県スポーツ推進審議会委員の任命について (保健体育課)

第56号 国富中村古墳の国史跡指定について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員
山本委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員
土田委員
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

井塚教育次長	全議題
米山教育次長	全議題
三島教育センター所長	全議題
黒崎総務課長	全議題
高宮教育施設課長	全議題
長野県立学校改革推進室長	全議題
助川特別支援教育課長	全議題
矢野義務教育課長	全議題
山岡生徒指導推進室長	全議題
荒瀬健康づくり推進室長	全議題
小仲社会教育課長	全議題
片寄人権同和教育課長	全議題
祖田文化財課長	全議題
若槻文化財課管理監	全議題
丹羽野古代文化センター長	全議題
高橋福利課長	全議題
坂根教育センター教育企画部長	全議題
柳楽高校教育課課長代理	全議題
林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー	全議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
佐々木総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時29分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	原委員	

(議決事項)

第13号 島根県立出雲養護学校の分教室の設置について(特別支援教育課)

○助川特別支援教育課長 議決第13号島根県立出雲養護学校の分教室の設置についてお諮りする。

まず資料1の2をご覧ください。こちらが現在の特別支援学校、盲・聾・養護学校の島根県内の中の配置状況である。特別支援学校は島根県内では盲学校、聾学校、養護学校と言われており、県内に12の本校が設置されている。特別支援学校は、資料でいうと丸印の視覚障害、三角印の聴覚障がい、四角の知的障がい、ひし形の肢体不自由、逆三角の病弱というように障がい種類ごとに設置することになっている。在籍者数は知的障がいが多いため、知的障がいの特別支援学校が最も多く、松江、出雲、石見、浜田、益田、隠岐と全部で6校設置されている。小学校は現在230校、中学校は105校あるが、特別支援学校は小中学校と比べてはるかに学校数が少ない。そこで遠方の児童生徒は特別支援学校に設置されている寄宿舎や、隣接あるいは近隣にある施設に入舎や入所して特別支援学校に通われることも多いというのが現状である。

資料1の1をご覧ください。一番下のところに参考とゴシック体で書かれているが、生徒数の急増を受けて特別支援学校の分教室というものが設置されている。これは学校の空き教室等を利用して特別支援学校の教育を行うものである。高等部段階のものとしては、知的障がいの単一障がいの教育を行う場として、県立安来高等学校の中に松江養護学校安来分教室が、あるいは県立邇摩高等学校の中に出雲養護学校邇摩分教室がそれぞれ平成21年4月に開設されている。現在、今年度は安来分教室では高等部1、2、3年生合計して19名が、邇摩分教室では高等部1、2、3年生合計して13人が教育を受けているところである。

なお、その下に記載しているが、小・中学部のみで教育を行う場として、知的障がい教育を行うものとして出雲養護学校の大田分教室が大田市立第二中学校の中に、また病弱教育を行うものとして、出雲養護学校のみらい分教室が出雲養護学校に隣接する施設の中にそれぞれ設置されている。

この資料の一番上をご覧ください。雲南圏域、すなわち雲南市、奥出雲町、飯南町については、この地域から知的障がいの特別支援学校に通学しようとする場合、長い時間をかけて出雲養護学校あるいは松江養護学校まで通う必要がある。そこで、教育の機会の確保及び生徒保護者の負担の軽減を図るために、雲南市内に出雲養護学校の高等部分教室を設置するということについて、お諮りしたいところである。

続いて、資料の分教室の概要の箇所3つ目の丸の米に参考として、現在の雲南圏域の在籍者の状況を記載している。現在、雲南市、奥出雲町、飯南町出身で知的障がいの特別支援学校高等部に在籍している生徒は、高等部の3学年を合計して、松江養護学校15人、出雲養護学校24人、石見養護学校1人の合計40名である。通学生と寄宿舎生と施設に入所している生徒の合計の人数であり、ここから通学する方はごく一部であるが、40人が在籍生ということである。このような状況にかんがみ、資料に記載している形で分教室を設置したいと考えている。

資料1つ目の丸であるが、設置するのは県立出雲養護学校の高等部分教室である。2つ目の丸として、どのような生徒を教育するかについてであるが、知的障がいの単一障がいの高等部の生徒である。定員については、3つ目の丸である。1学年当たり8名、8人掛ける3学年で24人と考えている。学級編制について、小学校段階で35人学級、40人学級という議論があるが、特別支援学校の高等部については、単一障がいの生徒を教育する場合の1学級の人数は法令により8人以下を標準とすると定められている。そこで、1学年当たり8人、すなわち1学級分としたいと考えているところである。

4つ目と5つ目の丸であるが、既存の高等部分教室は先ほど申しあげたように、安来高校、邇摩高校といった高等学校の空き教室に設置しているが、雲南市内の高等学校は2校とも空き教室等はない。よって、雲南市の三刀屋町三刀屋の土地を利用して専用の校舎、普通教室と特別教室、あるいは管理諸室などを持つ校舎を整備したいと考えている。体育館、屋外運動場、グラウ

ンドについては、近隣の市立の施設をお借りして教育を行いたいと考えている。

次の整備スケジュール（案）をご覧いただきたい。今後、議会で予算を審議、議決いただくものであるため、教育委員会での審議後に案の字が取れるものではないが、平成25年度、26年度の2年間をかけて整備工事をし、平成27年4月に開設したいと考えている。

○仲佐委員 現在、松江養護学校に15名、出雲養護学校24名、石見養護学校1名の計40名ということであるが、開設は2年後であって、2年後に1年生、2年生、3年生で計40名ということではどうか。そうすると、2年後の段階では何名残られるのか。新しく8名を募集するということではどうか。

○助川特別支援教育課長 40名とあるのは現在の1年生、2年生、3年生であり卒業していく訳であるが、2年後に結局何人になるのかという点は実は難しいところがある。既存の分教室にどのような生徒が来ているのかということであるが、例えば安来分教室高等部であると、ほとんどが安来市内の中学校の特別支援学級、知的障がい自閉症・情緒障がい特別支援学級の出身者である。邇摩分教室の場合も大田市内の中学校の知的障がい、自閉症・情緒障がいの特別支援学級や、大田分教室の中学部の出身者が進学することもある。雲南圏域の特別支援学級に現在何人いるかということであるが、雲南圏域の雲南、飯南、奥出雲の合計だと、知的障がいと自閉症・情緒障がいの合計が中3が7名、中2が12名、中1も12名となっている。このうちのどのぐらいが分教室に来られるのかというのは、安来や邇摩の場合も半分以下のときもあれば、半分以上を超えて来られることもあり、実は分かりかねるところである。近いところで受けたいという希望と、比較的大人数の集団の中で教育を受けたいという希望とがあり、一概に何人とは言うことはなかなか申し上げられないところである。

○岡部委員 出雲養護学校の分教室としての設置ということであるが、出雲養護学校本校舎と分教室とはどういう関係になるのか。

○助川特別支援教育課長 出雲養護学校には現在、校長と、教頭が2名おり、大体本校に常駐している。教頭といった管理職もたまに分教室に行くことはあるが、比較的独立しており、既存の分教室の中に常駐している教員が普段の教育をしている。また、例えば、先日の出雲養護学校の学習発表会では邇摩分教室、大田分教室の子たちが本校へ来て発表されていたように、行事のときに一緒になることはある。それと大体同じような形になるのではないかと考えている。

○原委員 先ほどから入る人数のことが話題になっているが、例えば私が保護者であったらと考えたときに、やはり近くに学校があるということは一番望まれるのではないかと思う。地図で見ても養護学校関係が全然ない地域であるため、もしかしたら人数は少ないかもしれないが、そこにあると喜ばれる方もあるのではないかと思ったところである。

また、地域の中で生きる小さな学校になってもらいたいと思う。養護学校だからぼつんとあるのではなく、例えば地元のお祭りで地域のお年寄りの方と一緒に何か作業ができるのか、そうした環境が整っていくと小さな学校であってもしっかり地域で生きていく、その学校らしきみみたいなものが出ていくとよいと思った。

○助川特別支援教育課長 そのようにしていきたいと考えており、実際に分教室は本校と比べて児童生徒数が余り多くないので、地域の方々と一緒になって教育をしていくという面がやはりあると考えている。安来分教室では地域の方々に作業学習など授業に入って教えていただくこともある。あるいは大田分教室は沖縄の太鼓を叩くエイサーを大田二中の運動会や大田のお祭りでも披露していたと聞いている。特別支援学校が地域に入っていくと特別支援学校のためにもなるし、障がいというものの理解というか、地域の中で生きていく学校としての理解を進めていくことはそこを出た子どもたちの将来のためにもなると考えている。

○岡部委員 先ほどの原委員さんのご意見は大切なことだと思うので、地域のお年寄りはもちろん、例えば同じ高校生同士、三刀屋高校などとの交流も含め、そうした環境が整うような形での設置運営整備をお願いしたい。

○山本委員長 地元の人と一緒に、ということであるが、今、地元としては分教室の設置についてはどういったお考えであるのか。

○助川特別支援教育課長 まず保護者を中心とされるグループからは、雲南圏域に高等部分教室を設置してほしいという陳情をいただいている。また雲南市としても分教室を設置してほしいというご要望をいただいているところである。

○山本委員長 障がいの種別であるが、今、安来と邇摩に分教室が2つあるが、これも同じやり方で障がいの種別は単一障がいということでやっているのか。

○助川特別支援教育課長 そうである。

○山本委員長 場所は市内となっており、詳細なことはまだ言えないと思うが、聞いてもいいか。

○助川特別支援教育課長 場所については市から分教室を設置したいという要望があったことを踏まえ、市ともいろいろと相談させていただいた。三刀屋高校には空き教室もなかなかないということも含めて相談させていただいたところであるが、三刀屋木次インターの近くに三刀屋健康福祉センターという施設があり、その前の空いているスペースに設置できればと考えているところである。

○仲佐委員 校舎と屋内、屋外運動場が離れており、距離が結構あると伺っている。まだ2年後なのでなるべく近くに、やはり隣接がベストだと思うが、なかなかそれも難しいか。近隣ということであれば、行ってまた帰るその時間のロスもあるのではないかと思うが、そのあたりはいかがか。

○助川特別支援教育課長 雲南エリアで体育ができそうな体育館やグラウンドがある施設は幾つかあるが、そこの真横に作れるようなところはなかなかなく、やはり雲南市の中の体育施設から少し離れてしまうと思っている。実際に移動には時間もかかるため、そのときにどうすれば負担を軽くできるか、コストも軽くできるか、あとは子どもたちの教育にとっていい形になるかというのは、実際の運営がもう少し先になるため、ご意見を踏まえて検討していきたいと思っている。

○山本委員長 地域のかかわりをうまくやっていただくという意見があったため、それを踏まえながら順次、年度ごとに整備をしていただきたい。

もう一つ、体育館や屋外運動場との移動時間をできるだけ短くすることも頭の中へ入れて進めていただきたい。

――原案のとおり議決

(協議事項)

第3号 島根県スポーツ推進計画(案)について(保健体育課)

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー 協議第3号島根県スポーツ推進計画(案)についてお諮りする。この計画については、前回の教育委員会の終了後に資料を配付して、皆様方には概要を説明したところである。再度おさらいという意味でこちらの資料に沿って説明させていただく。

2ページをご覧ください。上部に枠で囲っているが、平成17年度に島根県スポーツ振興計画を策定し、一度これを延長して23年度まで継続した。この間に国の方ではスポーツ立国戦略あるいはスポーツ基本法の制定、施行、そして24年3月にはスポーツ基本計画が施行となった。こうした流れを受け、島根県のスポーツ振興計画、これについてはスポーツ基本法に伴って名称がスポーツ推進計画ということになったが、こちらを改訂することとした。スポーツ基本法の中で、スポーツは世界共通の人類の文化であるとうたわれているため、こうした理念を尊重しながら策定作業を進めてきたところである。

策定の経過であるが、これについては島根県スポーツ推進審議会で検討してきた。スポーツ推進審議会については、以前はスポーツ振興審議会という名前で、このスポーツ振興計画についても諮問に基づいて建議をする機関であったが、今このスポーツ推進審議会にはそうした法定の権限はない。しかしながらスポーツに関する重要事項について調査、審議するという位置づけにな

っている。したがって、教育委員会としてもこちらの審議会で素案を示し、いろいろな意見を聞いて、現在の案を持ってきたところである。24年の3月21日から始まり、合計2回の審議をして、この間、郵送等でもやりとりをしてきた。そして先の11月8日の教育委員会説明後、11月15日に推進協議会を持ち、こちらで前回の教育委員会終了後に皆様に説明したのと同じ資料を示して審議を求めたところである。

その審議会の中で出た意見としては、おおむね了承ということであったが、細かい意見が幾つか出た。例えば障がい者の競技スポーツについての記述が若干不足していたので、こちらを記述してほしいという意見、あるいは競技スポーツにおけるドーピングの問題についても、詳細を記してほしいという意見等々が出た。こちらについてはそれを受け止め、本日皆様方から出た意見とあわせて、外に向けて出す最終案を策定していきたいと思っている。その後、県議会での説明、あるいはパブリックコメントを経て正式に案を策定し、最終的にはこちらの教育委員会です承していただくというスケジュールで考えている。

この計画で最も重要となるのは、スポーツは文化であるという捉え方がなされたため、島根県の重要事項である地域振興、地域づくりの問題とスポーツを絡めて考えるという取り扱いにすることとしたことである。したがって、計画案の概要の計画の目標のところに記しているが、スポーツの楽しみ・感動を通じた活力ある地域づくりということを第1の目標としている。よって、一生涯取り組む生涯スポーツについては、以前から例えば公民館で行われるスポーツ活動など地域づくりと連動した取り組みがあったが、競技スポーツについても地域と連動して振興していく、推進していくということで捉えるようにしている。

主な取り組み内容は先に説明したとおりであるが、再度おさらいのため申し上げる。枠内に記載しているが、誰もがスポーツに親しむことができる、幼児期から高齢期のライフステージに応じた生涯スポーツの推進である。それから子どもたちの心身を健やかにほぐす学校体育の充実である。これは学校活動の部分であり、体力や運動能力、学校体育活動の充実、運動部活動の活性化について記している。そして、県民に夢と感動を与える競技スポーツの推進である。こちらは選手の育成、指導者の確保と育成、組織・体制づくりについて記している。そして全体をくくる形で地域ではぐくむ、島根のスポーツ文化である。こちらについては関係団体との連携と指導者の養成、障がい者のスポーツ推進、施設開放、地域特性を生かした推進を記している。

この計画については、先ほど申し上げたように、今後県議会、12月7日に常任委員会が予定されている。こちらの場で説明し、その後、修文等があれば修文を加え12月から1月にかけてパブリックコメントに1カ月間かける予定である。そしてその後、こちらの教育委員会で承認、議決をいただき、3月の県議会で報告するという形をとらせていただきたいと考えている。冊子としてでき上がるのは年度末を予定している。

○岡部委員 今日午前中にお話を聞いた中で、子どもの体力向上支援事業を既に始めているとのことだが、これの骨子というか、目指しているものは、そっくりこの推進計画の中にも盛り込まれていると考えてよいか。

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー 子ども体力向上支援事業については、基本的には小学校での取り組みが中心となる。そして、それを補完する形で地域での取り組みがある。この2つについては、それぞれ学校体育の箇所、また誰もがスポーツに親しむことができるライフステージに応じた生涯スポーツの推進、幼児から学童期のスポーツの推進、あるいは青年前期のスポーツの推進のあたりにちりばめて必要なことを記している。

○仲佐委員 推進計画の中の14ページに部活動の活性化とあるが、今、生徒が少ないために部活に入れない子どもさんがいたり、あるいは絶対数が少ないために例えば団体競技などで部活の活動ができないところがあると思う。つい先日、春高バレーの県大会があり見学に行ったが、大田高校と益田高校、それから平田高校と大社高校の生徒さんが一緒になって一つのチームとして参加されていた。全国的に少子化が進んでいる中で、島根県もそうしたチームがもうできており、高体連もそれを認めているというところである。練習については、大社高校と平田高校は隣接だから良いが、大田高校と益田高校の場合は、普段は別々で練習をして、土日などに一緒にな

ってコンビを組むというような関係のようである。その中で、部活が学校教育の一環として位置づけられているように思う。専門の先生がいない学校もいろいろあると聞いているが、外部の専門的な方が学校の部活に指導に来ることを、学校側が外部から来ていただくなくてもいい、と嫌っているところもあると聞いている。もう少しその辺の枠を広げて、もっと専門的な先生が指導すれば全体的にレベルアップできるのではないかと思っている。その辺もこの推進計画の中にはいろいろ書いてあるが、実現するには難しいところではないかと思う。この推進計画にのって本当にもっと部活が活性化されるような方向になればと感じている。

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー 部活動については先ほどご意見があったように、教育上、その生徒が育っていくためにやっていくという活動が一つ、それから島根県のスポーツの競技力を高め、強いスポーツを作るという側面と2つある。この両面が大切であると思っており、この計画にもその両面で学校、中学校、高校の部活動については記している。

先ほど指摘があった外部の指導者による指導についても現在もいろいろな施策に取り組んでおり、一つは専門の先生がいない学校に外部の指導者や地域からそのスポーツを指導できる専門家を派遣するという事業を行っている。また、専門の先生はいるが、ますます強くしていきたいという学校については、さらに加えて専門家を派遣する事業を行っており、この両面で学校外の指導者を派遣する事業を持っている。これについては、今年度から予算を約3倍に増やして一層拡充するようにしており、学校側も理解が進んで結構多くの要望が出ているところである。

○原委員 今の話と少し似ているが、4ページの課題のところの指導者研修のあり方についてである。部活は学校で、ということだが、今、学校での部活の時間は減っており、部活ができずにスポ少で運動する子どもが大変増えている。益田でも野球、サッカー、バスケットもある。そこで問題になっていることがそのまま資料に書かれていると思ったが、競技力を向上させるチームを目指すのか、それとも発達段階に応じた運動をさせたり、子どもたちのチームワークを大事にして年齢差に応じた上下関係や、子どもたちの関係を作っていくことに重きを置くのか、そこがスポ少の指導者のあり方によって違うという面が見られる。そこで私たちがいつも悩むのは、指導者の方が言われることを聞くのか、それとも学校の先生が授業のことを言われるのを聞くのか、というジレンマが常にある点であり、指導者研修はとても大きな問題だと思っている。ただ、指導者は公務員ではなく、スポ少に何か指導を仰ぐようなこともないため、その本人の意思がないと指導者研修を受けてもらえない、というところがあるのではないかと思う。学校の部活から社会スポーツということでスポ少へと手が離れていくが、そのときに指導者研修のあり方というのが本当に大変な問題だと、本当にいつも思っていることがそのまま書かれていたので、大変きちんと調査されて書いてあると思った。そして、その解決策を考えていかなければならないと思った。

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー まさにおっしゃるとおりであり、スポ少の取り組みが少し過度になっているのではないかと、いうことは重要な問題だと思っている。小学校のスポーツについては、現在では学校の部活動ではなくて社会体育の中でやっている状況である。スポ少も一つの受け皿であり、青少年活動の中でスポーツに取り組むので、基本的には競技力向上だけで、万全、それだけをやればいいというのではなく、青少年の健全な発達を促す活動の一つと位置づけている。よって、理念からするとスポ少で余りにもやり過ぎるというのは問題であると思う。しかし、罰則があるというものでもなく、予算等の力、あるいは人事の力によって縛りがかかるということも難しい。よって、指導者になるべく理解していただくように研修活動を充実させ、あるいはこれから指導者になる方には少なくともそういうことを理解した上で指導者になっていただきたいと考えている。ただ、スポーツの指導者はほとんどボランティアであり、若干のお金をもらっていてもおおむねボランティアでやっておられる。やはりその人の思いがないとスポーツの指導に生活を犠牲にしてまで打ち込めない、ということが一方ではある。したがって、今一生懸命やっている方々に対し、その方向性はまずいのでこちらへ、というのはなかなか行き届かないという難しさがある。

○山本委員長 この計画の位置付けだが、上位にある教育ビジョンが平成25年で終わり、県の総合発展計画が27年で終わる。そうすると、スポーツだけ28年までとなり年度が全然合わな

いが、最終的にどこかで合わせるのか。一応計画書の中で文科省の基本方針が10年間、施策が5年間と書いてあるため、28年までとなっているが、まず24年と言っても3月頃に示されると、発射台はもう25年ではないのか。そうすると、この計画は29年までになるのではないのか。やはり24年がスタート台であるため、24年を基盤にしなければならないということか。

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー 策定作業が遅れ大変申し訳ない。国が策定したスポーツ基本計画が24年3月である。スポーツ基本法によると、国の計画を参酌して地方もスポーツ基本計画を作る、となっている。したがって、国の計画期間と合わせる形で24年度から5カ年ということで作っている。もちろん予算の縛り、いろいろな計画との整合性もあるため、県の計画とも当然整合させていくが、年度がそれぞれ若干違っている点はある意味やむを得ないと考えている。したがって、県の上位計画の策定に当たっては、こちらのスポーツ推進計画の理念をよく酌んでもらうように説明し、つながりを持っていきたいと考えている。

○山本委員長 年数的なところはなかなか難しいかもしれない。それからもう一つ、県スポーツ推進計画の表題のところだが、頭書きの表題がすべて名詞で止めてあるものと、何々に向けて、と平仮名で止めてあるものいろいろあるが、文科省のものは全部漢字で止めてある。目指して、と書いてあるところをやめることにはならないかもしれないが、字句の関係が一方は推進や充実ですとんと切れて、あとは育成に向けて、と何か余韻があるような書き方になっているが、その辺りは何か論議になったか。

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー 特に体言止めなどは考慮せずに、そこで最も必要となるものをまとめた形で表題をつけているところであるが、ご指摘を受け、きれいに体言どめで整理できればその方が良いかと思う。

○山本委員長 いや、どっちがいいのかは分からない、全部何々について、と書いた方がいいかもしれないが、確か文科省の方の基本計画は体言止めになっていた気がする。ただ、年齢的に幼児期だとか就学前だとか、いろいろな分け方を少し変えているので、そうはならないのかもしれないが。

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー 中身を変えずして体言止めにするのは可能なことだと思う。

○山本委員長 その辺りはよく分からないが、何となく未来が見えるような文章になってみたり、ぷつと切れてみたり、どっちがいいのかと思った。一度その辺りを委員さん方と相談してみしてほしい。

また、10ページの補足にライフステージの年齢構成が書いてあるが、これは最後に書かずに冒頭で書いた方が良いのではないのか。資料では幼児期という言葉が先に出て、幼児期というのは何歳かと見なければならないが、10ページまで来ないと分からない。独身期というのも急に出てきて辛いなと思いながら見ていたが、その点はどうか。

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー ご指摘を受けて、製本するときは読みやすい形にしていきたい。

○山本委員長 できれば印を付けてすぐ見えるところに書くなど、まとめるよりはその時点時点のページ下の余白へ記載するなどして分かるようにした方が良いかもしれない。

○仲佐委員 学校施設の開放について、小学校、中学校は大体100%あるいはそれ以上の開放率になっていると思うが、県立学校の体育館はまだ70%台である。24ページを見ると、ピークは平成19年あたりで、そこから少し下がってきており、これは学校の行事等を最優先にされ、空いたときは使ってください、としているためであろうと思う。具体的な施策の展開にあるように、今後はなるべく利用を希望する地元の団体の利用度がもう少し上がるよう、各学校の理解をいただきたいと思っている。

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー まさにその問題があると考えており、資料でも書いているように、まず情報が近隣の住民の方々にない。あの県立学校はいつ開放しているのだろうか、いつが空いているのだろうか、こういったことがわからない状況である。このため、特定の団体の方々だけが電話等でやりとりをして借りているという面もあるようなので、そのあ

たりの情報を開示していきたいと考えている。

また、県立学校の学校開放について、常々、事務長会や校長会等で手続の簡素化、開放を進めてほしいと言っており、今後もその点についてはお願いを続けていこうと考えている。

○仲佐委員 私たちも高等学校の体育館は利用することがあるが、期末試験の期間は毎年定まらないというところがあり、年間予定表に行事を挙げる場合もこの大会は各学校が試験中なので未定、という形で表示している。1カ月ぐらい前によく試験の日程がわかり、学校と交渉するというのが現実である。

○山本委員長 それではこの協議第3号の島根県スポーツ推進計画案について、いろいろ議論が出たので、それぞれ持ち帰っていただき、直せるところは直していただきたい。次は来年の2月頃にまた出てくるようであるので、それ以前にまた気がつくことがあれば、保健体育課へ連絡していただきたい。

では、議論を踏まえ適切に対応していただくよう、よろしくお願ひしたい。

――原案に基づき協議

(報告事項)

第53号 平成24年度11月補正予算案の概要について(総務課)

○黒崎総務課長 報告第53号平成24年度11月補正予算案の概要についてご報告する。

昨日から開会している議会へ補正予算案を提出させていただいている。表の上の中央が教育委員会全体での額となるが、今回の11月補正で5,500万円余りの増額補正をお願いしているところである。

2の課別のところであるが、全て教育施設課関係分である。

3番、補正予算の項目であるが、1つ目として高等学校の校舎等整備事業である。これが全体で4,100万円余りであり、いずれも耐震化の事業に関する補正である。矢上高校は来年の平成25年度を予定していたが、学校の授業等との兼ね合いを考慮して前年に事業を前倒しし、24年から25年の2カ年事業で耐震化事業を行っていきたいということで補正をお願いしているところである。本年度分が4,100万円余りであり、全体では24年、25年で約1億3,000万円余りで耐震化工事をする計画である。

次に松江北高等学校については、現在耐震工事をやっているが、実際の事業を進めていく上で仮設の教室がどうしても必要になったことから、これをリースで借りる経費について11月の補正予算で措置をしたいということである。実際に仮設の教室を使うのは来年になってからであるが、建設に若干時間がかかるため、今年度契約をすることとなっている。このため、直接の予算は出てこないが、債務負担行為と言って、議会の方で来年度必ず予算をつけるという約束をしていただくという手続をとるものである。

それから大きな2番目であるが、公立文教施設の災害復旧費である。これは9月15日に大変な大雨が松江、出雲に降り、松江北高のグラウンドわきののり面が崩壊した。これを復旧するものであり、1,400万円余りをお願いしているものである。

――原案のとおり了承

第54号 平成25年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況について(高校教育課)

○柳楽高校教育課課長代理 報告第54号平成25年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況についてご報告する。

今回ご報告するのは、来春3月に県立高校の全日制並びに定時制の卒業予定者の10月末時点における就職内定状況である。高校生の選考採用は毎年9月16日から始まっている。このため、来春卒業予定者の就職内定状況については、今回の報告が初めていうことである。なお、新聞等で報道されているため、ご覧になった方もあろうかと思うが、10月22日に島根労働局も発表している。なお、今回報告する県教育委員会のデータと労働局が発表するデータには若干の違いがあるため、ご承知おき願いたい。

その違いとは、県教育委員会が発表するデータの対象は、もちろん県立高校の全日制と定時制だけであるが、労働局が発表するデータは県立の全日制、定時制に加えて松江市立女子高校、県内に10校ある私立高校が当然含まれている、という点である。また、資料にもあるが、就職希望者数あるいは就職内定者数である。県教育委員会の数字の中には、公務員希望者あるいは自営業、いわゆる縁故という形での就職を考えている者、あるいは決まる者を含んでいるが、労働局発表の数字はすべてハローワークを通じて就職が決まったものということであり、公務員や自営、縁故関係といったものは含まれてない、という違いがある。

10月22日に島根労働局が発表した9月末時点における県内求人状況であるが、昨年と比べて23.9%の増であり、県全体で1,258名の求人があった。この1,258名という求人数について、近年リーマンショック以降、求人数が伸び悩んでいたところであったが、平成20年9月末の1,307名までには届いていないものの、その頃に戻りつつある、という状況である。求人倍率も県内で高卒求人倍率が1.19倍、平成20年9月が1.21倍であり、県全体で見ると平成20年以来の1倍を超えた状況であった。

では、お手元の資料に基づいてご説明申し上げる。まず一番上の表1をご覧ください。左側に年度の別、その右に卒業予定者数がある。これは当然来年3月に卒業する全日制、定時制の生徒で就職を希望する者、および進学を希望する者の合計で、5,008名である。今年の3月に卒業した生徒に比べると193名減少しており、一番上にある平成20年の5,499名から比較すると491名、約8.9%の減少という状況にある。この卒業予定者に占める就職希望者の数が、その右にあり、県内で876名、県外235名、トータル1,111名という状況である。卒業予定者に占める就職希望者の割合は22.2%であり、リーマンショック以前の平成20年度ごろの就職希望の割合に戻っている。

その就職希望者1,111名を、県内就職、県外就職別にグラフに表したものが図2である。下側が県内希望の者、上側が県外希望の者であるが、ご覧いただいでわかるように、年々県内就職を希望する者が増えてきている。

次に、10月末時点の内定状況について、表1の真ん中あたり就職内定者数、あるいはその隣の内定率10月末という欄をご覧ください。この就職内定者数をグラフにしたものが図3であり、折れ線グラフが就職希望者数の推移を表している。棒グラフは県内の内定者数と県外の内定者数を足したものである。卒業予定者数が年々減少する中において、図3の棒グラフの下側の県内就職者数が増えてきているという状況が続いており、人口減少が続いている島根において非常に喜ばしいことではないかと思っている。

次に、図1をご覧ください。これは10月末と、3月末の就職内定者、内定率をグラフにしたものである。グラフの中で丸、ひし形、三角というマークがあるが、それぞれ黒く塗りつぶしているものが10月末時点の内定率である。また、上側の塗りつぶしてない白抜きのもが3月末時点の内定率であり、丸が県外、ひし形が全体、三角は県内の内定率を表している。今年度の県内就職希望者876名に対して内定者が586名、内定率が66.9%、県外就職希望者235名に対して内定者185名、内定率が78.7%、トータルで就職希望者1,111名に対して内定者771名、内定率69.4%であり、10月時点の就職内定率はこのところ若干下がってきているという状況である。

その10月末時点の就職内定状況、内定率を、県内に7つあるハローワーク管内ごとに表したものが図4である。棒グラフの上側が今年度、下側が昨年度であり、10月末時点においては松江地区、雲南地区が少し厳しい状況と思っている。

表1をご覧いただきたい。10月末現在で就職希望者1,111名のうち340名がまだ未内定ということになっている。こうした生徒の中には今後、進学へ希望を変更する者、あるいは逆に進学を希望していた者の中から就職を希望してくる者、そういった生徒もあるかと思われる。今後とも生徒本人の希望を確認をした上で、学校やハローワークといった関係機関と連携し、新たな求人開拓も精いっぱいやりながら、3月末に就職希望者の内定が得られるように、高校教育課としても全面的に支援をしていきたいと思っている。

○仲佐委員 就職未内定者数が今340名おられるが、内容としては全くまだ活動中で、進捗状況というものは何もわからない状況にあるのか。

○柳樂高校教育課長代理 中にはもう一度選考採用試験を受けた者もいる。しかし、毎年のことであるが、特に事務系を希望している生徒については、なかなか自分が思うような求人が出てこず、なるべく待ってみようという考えのもと、いまだ一度も採用試験を受けていない生徒も中には確実にそれなりの数字がある状況である。

○岡部委員 雲南、松江についても少し苦戦しているとのことだが、何か背景のようなものは掌握されているか。

○柳樂高校教育課長代理 松江地区については、もちろん求人も多いが、逆に生徒も多い。また商業系の学校の学科が多いところであり、そうした学校の女子生徒が主だと思われるが、事務系などを希望する生徒が非常に多いため、松江地区は少し苦戦している。雲南地区については、製造業等の人気が高い地域であるが、そういったところの求人が今若干厳しいのでは、と聞いている。

○仲佐委員 私どもの会社での事例だが、製造業であるので実業高校の機械科や電子機械、電気科といった求人の希望を出している。たまたま建築科の方が応募され、3年間、学校で勉強した以外の方野にあえて希望を出された。面接をしてみると本人の意欲というものがすごく見えたので、あえて建築科の方を採用した。実際、現場に入って仕事をしていただくと、専門の機械科を出た方よりもすごく向上心があり、今はもうチーフになるぐらいに育ってくれている。こういう例もあるということでご報告させていただいた。

○山本委員長 男女の比率的でいうと、女性の方がまだ未内定率が多いのか。

○柳樂高校教育課長代理 男女で見ると若干女性の方が厳しいが、昨年10月末時点と比べると、昨年はもっと男女の差があった。今年はかなり女子の内定率が上がっている状況である。

――原案のとおり了承

第55号 島根県スポーツ推進審議会委員の任命について（保健体育課）

○林原保健体育課生涯スポーツ振興グループリーダー 報告第55号島根県スポーツ推進審議会委員の任命についてご報告する。

スポーツ基本法及び島根県スポーツ推進審議会条例に基づいて任命していたスポーツ推進審議会の委員については8月に任期満了となったため、資料5の1にあるように10月18日付けで14名の方を委員に任命した。

14名の内訳であるが、新任の方は、一番上の太田清美さんである。この方は安来市在住で、フェンシングの指導をなさっており、地域における競技スポーツの指導者という視点で任命した。その他の13名は、さきに説明した推進計画の策定作業中であるため継続をお願いし、了解を得て、このたび任命している。14名の方の中で法的に充て職となるような方々はないが、中体連の会長及び高体連の会長については、慣例的に充て職のような形で交代の都度、解任し再度新任の方の任命をしている。

裏に委員の構成比率について参考までに記している。学識経験者11名、行政関係者3名、男女比率は7対7、住所地等々も考慮して選んでいる。スポーツ基本法抜粋が載っているが、先ほ

ど説明したとおり、スポーツの推進に関する重要事項を調査審査するためにこの審議会は設置している。定数は条例に記しているように14人となっており、今まで13名ということで1名空席があったため、これを埋めた形になっている。

――原案のとおり了承

第56号 国富中村古墳の国史跡指定について（文化財課）

○祖田文化財課長 報告第56号国富中村古墳の国史跡指定についてご報告する。

11月16日に開催された国の文化審議会において、旧平田市西部にある国富中村古墳の国史跡指定について、文部科学大臣に答申された。今後、1月に予定されている官報告示の後に正式に国指定となる。

この古墳について簡単にご説明申し上げる。国富中村古墳は、平成14年に工事用道路建設中に発見されたものである。直径が約30メートルの円墳で、その中には全長9.3メートル以上の横穴式の石室があった。中に主な副葬品として、鏡や金環、装飾が施された太刀などが全部で約250点あり、これらの遺物の特徴から6世紀末から7世紀初頭に作られたものと考えられている。長年にわたって詳細な調査を行ったが、石棺のふたが埋葬後に意図的に破壊されていることや、副葬品も再配置されているなどの状況があり、これは埋葬された人の再生、つまり再び生きることなどを阻止したものと考えられることなどが判明している。

この古墳の特徴としては約1,400年にわたり未盗掘であったこと、石室を閉じたときの状況を極めてそのままに残していること、またそれらのことから、古墳時代後期の埋葬儀礼のあり方を知ることのできる古墳であったことなどが挙げられており、以上のことから国指定史跡と答申されたものである。

なお、これまで島根県内には49件の国指定史跡があったが、今回の1件を加えると50件の国指定史跡があることになる。

○岡部委員 発見されて間もなく、たまたま私は一般人として石室の中を見ることができた。発見当初から発掘成果を一般に向けて幅広く非常に積極的に出されており、良いと思っていた。たまたま近くにこれと同規模か、これより少し小さいかもしれないが、上島古墳という史跡の指定を受けている古墳があり、実は内心では史跡にはどうなのかと思っていた。しかし、先ごろ出雲弥生の森博物館でこの中村古墳をテーマにした、「よみがえるな！」という変わったタイトルの展覧会が開かれたこともあり、ちょうどタイミング良く今回、国史跡指定になったと思っている。

――原案のとおり了承

山本委員長：閉会宣言 14時42分